

「誰もが“安全で快適に暮らせるまちへ”」

緊急自動車の緊急走行に

ご協力をお願いします！！

消防車や救急車は一刻も早く現場に急行し、消火活動や応急処置を行わなければなりません。緊急自動車が緊急走行しているときは、速やかに道を譲るよう協力をお願いいたします。

**左に避けて
停車して下さい！**



消防車が通行します！

◎緊急自動車とは



道路交通法39条第1項では、緊急自動車を「消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定めるところにより、運転中のものをいう。」と定義されており、原則としてサイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけて走行しているものをいう（道路交通法施行令14条）

◎お願い

消防車は水や資機材を積載しているため、急な進路変更をすると横転してしまう危険性があります。また、救急車は傷病者の搬送を行っているため急ブレーキをすると症状を悪化させてしまう危険性があります。これらのことを避けるために、緊急自動車の接近に気付いたならば、早めの進路変更をお願いいたします。交差点付近では、交差点を避け道路の左側で一時停止のご協力をお願いいたします。

皆様のご協力で災害による被害を軽減し、

傷病者の搬送を適切に行う事ができます。